

売却区分番号	見積価額 (最低入札価額)	2,880,000円	
税一2	公売保証金	300,000円	
公売財産 の表示	1 土地の表示		
	所在	名古屋市北区上飯田南町1丁目	
	地番	22番2	
	地目	宅地	
	地積	213. 56㎡	
	持分	10分の1	
	2 一棟の建物の表示		
	所在	名古屋市北区上飯田南町1丁目22番地2	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	
	床面積	1階	81. 50㎡
	2階	106. 30㎡	
	3階	106. 30㎡	
	4階	106. 30㎡	
	5階	106. 30㎡	
専有部分の建物の表示			
家屋番号	上飯田南町1丁目22番2の8		
建物の名称	5西		
種類	居宅		
構造	鉄筋コンクリート造1階建		
床面積	5階部分	50. 13㎡	
昭和48年5月8日新築			
以上登記簿による表示			
使用状況等	名古屋市は令和8年8月6日に内部調査を実施していますが、 居住者の存在は確認できていません。		
管理状況	1 公売財産の管理は、居住者が自主管理しています。 2 管理費等は次のとおりです。 (1)管理費 5, 000円／月 (2)水道料金については、隔月、各戸のメーターを役員が検針し請求します。 その他詳細については、役員等に確認してください。 3 管理費等の未納は360, 000円(令和8年7月31日現在。別途遅延損害金等を請 求される場合があります)です。 4 公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、所有者の権利 義務を承継します。		

公法上の規制	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	商業地域		
	建ぺい率	80%	容積率	400%
	防火指定	準防火地域	高度地区	－
	その他法制限	都市機能誘導区域内、居住誘導区域内居住誘導区域内(要安全配慮区域)、宅地造成工事規制区域、緑化地域		
接道状況	南側	幅員約5.45メートル舗装市道		等高接面
地勢など	平坦地			
位置・交通	名鉄「上飯田」駅 南東方 徒歩3分			
	地下鉄「平安通」駅 北方 徒歩10分			
注意事項	＜一括換価＞ 1 公売財産の表示が複数物件の場合は、その財産は一括換価する財産です。 ＜公売財産の現況＞ 2 公売は現況有姿により行います。図面等は現況と異なる場合があります。 公売公告の内容と現況が異なる場合は現況が優先され、いかなる理由があっても名古屋市に対して公売の取り消しや損害賠償を求めることはできません。 3 公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。名古屋市は関係資料を提供できません。 4 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は、行っておりません。 ＜買受後の法律関係＞ 5 名古屋市は、不動産の引渡しの義務を負いません。居住者等が買受人からの不動産の引渡しの請求に応じない場合には、買受人は明渡しを求める民事訴訟を提起し、その勝訴判決に基づいて引渡しを受けることとなります。 6 買受人は、公売財産の種類又は品質に関して不適合があったときでも、名古屋市に対して契約不適合責任を追及することができません。 7 公売財産内の動産の処分等は、買受人の責任において行うこととなります。 8 土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ＜公売手続＞ 9 公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 10 法令等の規定により換価制限(入札後の手続が停止)となる場合があります。 11 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 12 公売財産に係る市税等の完納の事実が売却決定前又は買受人の買受代金の納付前に証明されたときなどは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 13 公売財産の権利移転に伴う危険負担は、原則として、買受人が買受代金を納付した時に買受人に移転します。したがって、買受代金の納付後に生じた公売財産の損傷、盗難、消失等による損害は買受人が負担することとなります。			

注意事項	14 権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は、買受人の負担となります。 15 不動産公売の手続などの詳しい内容については、名古屋市公式ウェブサイト(https://www.city.nagoya.jp/)の公売Q&A等をご覧ください。
-------------	---

問い合わせ先	名古屋市 本陣市税事務所 特別滞納整理課 電話 (052)433-4039
---------------	---